

動物実験等における動物由来の咬傷等、

人獣共通感染症に対する指針

日本女子大学動物実験委員会

2014年4月

## はじめに

日本女子大学では感染動物を扱う実験を実施しない方針としている（日本女子大学 動物実験施設飼養・保管マニュアル 1,1-5）。しかし、飼養動物が人獣共通感染症の病原体を保有し、その結果として感染事故が起こることは考えられる。その場合、病原体等による生物災害が動物実験実施者におよぼす健康障害を防止することを主眼に置き、その対策として、まず飼養動物の人獣共通感染症病原体保有の予防と特定病原体による感染症の発生、まん延および事故を防止することが必要である。

それには、各学部の飼養保管施設がそれぞれの実情に即した標準作業マニュアルを作成し、それを遵守した動物飼養を行い、実験動物に感染症を発症させないことが第一の安全管理である。

そしてこのことは市街地区域に飼養保管施設を持っている大学が周辺の環境保全において配慮すべきことでもあると考える。

国立大学法人動物実験施設協議会の環境保全委員会作成の「動物実験等における動物由来の咬傷・搔傷および感染症への対応について」を参考にし、本学における人獣共通感染症病原体を保有する実験動物発生防止の対応、動物由来の咬傷（bite injury）・搔傷（itch injury）への対応、人獣共通感染症病原体保有動物からの自然感染防止、および事故遭遇時の対応について、安全管理体制に関する組織、規則のマニュアルを以下に作成した。

## I. 労働安全衛生法・労働安全衛生規則

労働安全衛生法は、その 22 条で「事業者は次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」とし、第 22 条 1 で、「病原体による健康障害」を定めている、さらに、労働安全衛生規則の中で事業者・作業従事者（施設の職員および動物実験実施者）が遵守すべき事柄を定めている。

### ○事業者が実施しなければならない事柄

- ・病原体汚染の恐れがある作業場では、その原因を除去するために作業の方法又は機械等の改善など、必要な措置を講じる。（第 576 条（有害原因の除去））
- ・病原体に汚染された排気、排液又は廃棄物は、消毒、殺菌等適切な処理をした後に排出、廃棄する。（第 581 条（病原体の処理））
- ・病原体汚染の恐れのある場所への関係者以外の者の立入りを禁止し、その旨を表示する。（第 585 条（立入り禁止等）、第 1 項、七）
- ・病原体又はその汚染物は一定場所に集積し、その旨を表示する。（第 586 条（表示等））
- ・病原体による汚染又は感染の恐れがある業務の従事者用に適切な保護具（衣、手袋、眼鏡、呼吸用具、履物等）を備え、保護具等による従事者への疾病感染の予防措置を講じる。（第 593 条（呼吸用保護具）、第 594 条（皮膚障害防止用の保護具）、第 598 条（保護具の数）、第 598 条（専用の保護具等））

### ○作業従事者が遵守しなければならない事柄

- ・立入り禁止された場所には、みだりに立ち入ってはならない。(第 585 条 (立入り禁止等)、第 2 項)
- ・事業者から当該業務に必要な保護具の使用を命じられた時には、当該保護具を使用する。(第 597 条 (労働者の使用義務等))

## II. 動物由来の咬傷・搔傷および人獣共通感染症の防止

### 1. 発生予防策

#### ○情報の提供と教育訓練

飼養保管施設の管理者は、動物実験実施者に人獣共通感染症（特に、野生動物や微生物検査が実施されていない動物を導入した場合の危険性）、動物の衛生的飼育管理の方法、並びに動物の取り扱い、保定、適切な麻酔方法に関する最新情報を提供するとともに、これらの点に関する教育訓練を実施する。

#### ○搬入動物に対する検疫および飼育動物に対する定期的な微生物検査

人獣共通感染症の発生防止の観点から、搬入動物の検収・検疫並びに動物の定期的な微生物検査はもっとも重要である。飼養保管施設の管理者は、情報の収集、検査内容の充実に努める必要がある。

- ・先方機関から微生物検査成績書や飼育環境に関する情報を収集する。その際、国動協の「実験動物授受ガイドライン-マウス、ラット編-、平成 13 年 5 月 26 日改訂版」は参考になる。
- ・検収・検疫および定期検査の内容を充実させる。
  - ・検疫を免除できる場合（例えば SPF 動物）があるので、業者を事前に調査し、入手し、衛生状態を確認する。注文伝票と納品伝票を照合する。定期検査時の対象微生物を動物種毎に決定する。(参照：本学の「マウス・ラットの微生物モニタリングについて」および本稿における参考資料-1。微生物モニタリングは必要に応じて外部の検査機関を活用する。)
  - ・検疫の必要がある動物については検疫法（別に定める）を基にし、検疫を行う。この動物を飼養保管施設に搬入する場合も検疫法に従い行う。定期検査の内容を充実させる。(参照：本学の「マウス・ラットの微生物モニタリングについて」を基にし、微生物モニタリングは必要に応じて外部の検査機関を活用する。)

#### ○作業マニュアル

- ・飼育管理および飼育室の消毒、飼育器材の洗浄・消毒・滅菌などに関して、通常時に実施する各学部の飼養保管施設の「標準作業マニュアル」を作成する。
- ・標準作業マニュアルに定めている事柄が日常作業時に遵守されているか、感染症発生時に必要な機材等が整備されているかを定期的にチェックする。

### ○飼育動物の健康状態の把握等

- ・動物実験実施者は飼育動物の健康状態について日常的な観察を実施し、動物の健康状態の把握に努め、健康状態の悪い動物がいる場合、動物実験実施者は動物実験責任者に報告をする。
- ・原因不明で死亡した動物に関しては動物実験実施者と動物実験責任者等の連絡を密にし、速やかに原因の解明に努める。
- ・飼養動物は本学が定める微生物モニタリングを行うため原則として3か月飼育後検査に供する。
- ・微生物モニタリングの結果は各学部の飼養保管施設管理者に提出する。管理者はその結果を保管し、動物実験委員会委員長に写しを提出する。

### ○咬傷・搔傷および血液・分泌物・排泄物等による汚染、並びに汚染飼育器材等による負傷の予防と事故への備え

- ・作業従事者に対する周知事項
  - 1) 飼育管理や実験等における適切な保護具の着用
  - 2) 救急箱設置場所の明示
  - 3) 応急処置後の対処方法の明示
  - 4) 受診に備えた連絡先（病院・担当診療科、電話番号等）の明示

## 2. 事故発生時の対応

### ○飼養動物に人獣共通感染症が疑われる場合

- ・人獣共通感染症が疑われる場合にはその旨を動物実験責任者（本学常勤教員である教授、准教授、講師、）は関係利用者（飼養保管施設の他の利用者並びに管理者）に伝え、再検査や検査方法を変えて検査をする。
- ・最終結果が出るまでの間は、飼育管理の規制および動物の持ち込みと繁殖停止を行う場合がある。

### ○飼養動物に人獣共通感染症病原体が確認された場合の対処

- ・人獣共通感染症原因菌陽性反応結果を動物実験責任者は速やかに動物実験委員会委員長並びに飼養保管施設管理者に報告する。
- ・動物実験委員会は事態の総合的、客観的把握を行うため 実験責任者あるいは実験実施者から聴取を行う。以下本文のⅢの2に続く

### ○咬傷・搔傷および血液・分泌物・排泄物等による汚染。並びに汚染飼育器材等による負傷への対応 ※消毒に関する記載を削除（2020年3月）

- ・応急処置後の対処  
人獣共通感染症に罹患している可能性がある動物が関係する事故時には、応急処置（水洗、止血等）後、速やかに動物実験委員会並びに保健管理センターに連絡し、

医学的対処法に関しては保健管理センターの指示に従う。

保健管理センター連絡先・開室時間（2021年4月開室時間更新）

※学事日程により、開室日・時間等、変更する場合があります。

内線 3384、03-5981-3384

月～水・金 9：00～18：40

木・土 9：00～17：00

SPF 動物による場合も、応急処置後、念のため上記と同様の対応を行うとよい。

- ・ 応急処置の方法として表示（救急箱等へ）すべき事柄
  - 1) 大量の水道水、滅菌生理食塩水、弱酸性水等による患部の十分な洗浄
  - 2) 血液の絞りだし、スポンジ・ブラシ等による負傷部位深部までの洗浄
  - 3) 滅菌ガーゼ、乾綿等による止血
  - 4) 受診に備えた連絡先（病院・担当診療科、電話番号等）

緊急時の救急車要請・救急受診の診察を依頼方法については別紙を参照する。
- ・ 負傷が重度の場合の対処
- ・ 傷害の程度を調べ、緊急度・重症度の高い場合は救急通報（119 番）をして以下の項目を知らせる。
  - 1) 負傷者のいる場所（目標、道順、連絡先）
  - 2) 事故、負傷の状況、原因
  - 3) 現場での応急処置の有無
- ・ 各飼養保管施設で準備しておく常備薬等
  - ・ 患部の洗浄に必要な十分量の滅菌生理食塩水、弱酸性水
  - ・ クロールヘキシジン（ヒビテン）など

#### ○不測の事態あるいは緊急時の連絡先

各学部の飼養・保管施設におかれている標準作業マニュアルに連絡先と電話番号が記載されている。

### 3. その他

#### ○鳥インフルエンザについて

鳥の感染症として鳥インフルエンザ（病原体：H5N1 亜型インフルエンザウイルス）は、日本は家禽等に高病原性鳥インフルエンザ H5N1 が認められた国の一つである。このことは鳥飼養保管を行うことにおいて、看過できない。

環境省の「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応」および厚生労働省等からの鳥インフルエンザに関する通達を遵守し、飼育している鳥に感染を引き起こさないよう標準飼育マニュアルの徹底と防御対策を考える必要がある。

○動物実験実施者の健康管理等

- ・動物実験を継続して行う者は、毎年1回は健康診断を定期的にする。
- ・健康時の血清を採取し、凍結保存しておくことが望ましい。

参考資料 -1 主な人獣共通感染症と作業中の咬傷・搔傷等の事故や感染予防策

ゲッ歯類(野生ゲッ歯 類を含む)

感染症	感染経路	予防策
ハンタウイルス感染症	経皮感染(咬傷) 経気道感染(糞尿飛沫、塵埃)	検定・定期検査による摘発、動物の適正な保定、作業時の適切な保護具着用
リンパ球性脈絡髄膜炎	経気道感染(エアゾル)	検定・定期検査による摘発、作業時に適切な保護具着用、作業後の手指消毒
脳心筋炎ウイルス病	経口感染(糞尿)	検定・定期検査による摘発、作業時に適切な保護具着用、作業後の手指消毒
鼠咬熱(ラット)	経皮感染(咬傷)	動物の適切な保定
ペスト	経皮感染(咬刺;ノミ)	外部寄生虫の駆除
日本紅斑熱	経皮感染(刺咬;マダニ、傷口)	衛生害虫の駆除
発疹チフス	経皮感染(刺咬;シラミ、傷口)	衛生害虫の駆除
ライム病	経皮感染(刺咬;マダニ、傷口)	衛生害虫の駆除
レストスピラ病	接触感染(尿)	作業時に適切な保護具着用、飼育器材の適正な消毒

鳥類

感染症	主な病原体	感染経路	予防策
オウム病	オウムクラミジア菌	経気道感染(エアゾル)	検疫による摘発
サルモネラ症	サルモネラ菌	経口感染(汚染手指等) 作業後の手指消毒	作業後の手指消毒
鳥インフルエンザ	H5N1亜型インフルエンザウイルス	飛沫感染	

Ⅲ. 人獣共通感染症に対応する組織整備と発生時の対応

1. 組織体制の整備等に当たって考慮すべき事柄

- 機関・学部等における感染症対策関連の委員会(全学の安全衛生委員会、遺伝子組換え委員会等)への施設等の教職員と保健管理センターの参画
- 緊急時における指揮系統の構築
- 機関内の各組織間および機関外の関連機関(保健所、関係官公署、公私動協等)への連絡網の構築

## 2. 人獣共通感染症発生時の対応（人獣共通感染症発生時連絡フロー参照）

### ○発生が疑われる段階で取るべき措置

- 1) 事態の総合的、客観的把握と機関内の関連委員会（動物実験委員会、遺伝子組換え委員会、全学の安全衛生委員会）、機関長並びに飼養保管施設等の管理者、動物実験責任者、動物実験実施者に状況を報告
- 2) 動物実験委員会による対応策を協議、その指示（対応策の立案および必要な措置を講じるため事務局との連携により実験責任者への具体的な指示）
- 3) 動物の隔離、検査材料の採取と保存、病原体の推定/確定試験の実施（必要に応じて専門機関に依頼する）
- 4) 保健管理センター、国立国際医療センター等の感染症取り扱い医療機関との連携により感染症が疑われている関係者の健康診断

### ○発生が確定した段階で取るべき措置

- 1) 事態の進行状況、検査結果等を公私動協、文部科学省、機関長、機関内の関連委員会、飼養保管施設の管理者、実験責任者、実験実施者に報告
- 2) 感染症法等の法律で届出義務がある感染症の場合は、保健所にただちに届出
- 3) 機関内の関連委員会で防圧策を協議（必要に応じて専門家、行政機関等に協力を依頼）
- 4) 防圧策の実施（動物の殺処分、飼育室閉鎖、飼育室・飼育器材の消毒・滅菌、器材の廃棄；必要に応じて専門機関に依頼）
- 5) 広報を通じたマスコミへの発表を検討
  - ・社会的不安、誤解、混乱等を避けるために、発生した感染症について専門家の意見を聴取し、感染症対策委員会等での協議を経て、適切な時期に慎重に対処する。
  - ・公表時の項目としては、発症経過・感染症の解説・ヒト、動物、周辺環境に対する危害や影響・今後の対策・感染症拡大の可能性、再発予防策等が考えられる。

### ○感染症終結後にとるべき措置

- 1) 終結宣言に関する協議
- 2) 必要に応じて、終結宣言文書の機関内・外部関係者、関連機関、行政機関、マスコミ等への送付を検討
- 3) 感染症再発防止策の策定



## 緊急時の救急車要請・救急受診の診察依頼方法

## I 保健管理センター開室時

発生場所→保健管理センターに連絡

外線：03-5981-3384 内線：3384
----------------------------

※ただし、緊急時はこの限りではありません。119番へ（下記Ⅱ同様）

## II 保健管理センター閉室時(夜間、休祭日、学校休業日時等)

発生場所→救急車を必要とする場合は、119番へ

1. 「救急車をお願いします」と通報の目的を伝える。
2. 場所を伝える。日本女子大学、住所、建物、正門または護国寺門の別。
3. 患者の状態を伝える。意識、呼吸、出血の有無など。
4. 応急手当の指示を聞く。

※正門（3126）又は護国寺門警備員室（3127）へ連絡し、救急車の現場への誘導を依頼する。  
 （学寮の場合は、寮警備室（3327）に連絡する）

→休日診療・救急受診は、下記に問い合わせ、受け入れの確認後、タクシー等で速やかに受診してください。

- |                           |                        |
|---------------------------|------------------------|
| ・東京都立大塚病院（救急指定病院）         | Tel. 3941-3211         |
| ・順天堂大学医学部附属順天堂医院（救急指定病院）  | Tel. 3813-3111         |
| ・東京健生病院（救急指定病院）           | Tel. 3944-6111         |
| ・東京都医療機関案内サービス「ひまわり」（都区内） | Tel. 5272-0303（24時間受付） |
| ・東京消防庁救急相談センター            | Tel. 3212-2323（24時間受付） |

→化学物質、医薬品、動植物の毒による急性中毒の場合、下記にて問い合わせ、検索が可能です。

- ・つくば中毒110番（9:00~21:00） 029-852-9999
- ・大阪中毒110番（24時間対応） 072-727-2499
- ・国際化学物質安全性カード（<http://www.nihs.go.jp/ICSC/>）

※救急車を要請した場合、または学内での事故等による緊急受診の場合は、速やかに保健管理センターに状況をお知らせください。

保健管理センター

【開室時間】

月～水・金 9:00～18:40

木・土 9:00～17:00

※学事日程により変更の場合があります。

※緊急を要する時(救急車を必要とする時)はTel:119番へ!

大学付近の医療機関(目白キャンパス)

2020年12月現在

保健管理センター

<b>休日診療・救急受診問い合わせ</b>	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」(24時間対応) Tel:(5272)0303 東京都の医療機関をコンピュータによる自動応答サービスで案内しています。 東京消防庁救急相談センター(24時間対応) 携帯電話・プッシュ回線:#7119 Tel:(3212)2323 主なサービス:症状に基づく緊急性の有無のアドバイス、受診の必要性に関するアドバイス、医療機関案内
<b>急性中毒の場合の問い合わせ</b> *一般専用(情報提供料:無料)	※中毒110番は化学物質(たばこ、家庭用品など)、医薬品、動植物の毒などによって起こる急性中毒について、実際に事故が発生している場合に限定し情報提供しています。 つくば中毒110番(9:00~21:00) Tel:029-852-9999 大阪中毒110番(24時間対応) Tel:072-727-2499 たばこ誤飲事故専用電話(24時間対応・自動音声応答による情報提供) Tel:072-726-9922

紹介実績のある医療機関を下記にお示しします。受診の際には必ず直接お問い合わせの上、ご活用ください。 ※医療機関名の★は労災指定病院等です。

専 門	医療機関名	受 付 ・ 診 療 時 間	電 話	住 所 等
総合病院	★東京都立大塚病院	一般診療は予約制 予約専用電話(3941)5489 受付時間 月~金 9:00~17:00 土 9:00~12:30 救急外来 24時間対応 ※受診前に代表電話へ連絡が必要	(3941)3211	豊島区南大塚2-8-1 JR大塚駅より徒歩10分、大塚駅より都営バス(都02)大塚四丁目下車徒歩2分
	★順天堂大学医学部附属 順天堂医院	受付 月~金 8:00~11:00 11:30~15:00 土 8:00~11:00 11:30~14:30(第2土曜日休診) 診療科により午前・午後のみ受付。詳細は各診療科の外来に問い合わせる 救急は24時間対応 ※受診前に代表電話から内線で救急科へ連絡必要	(3813)3111	文京区本郷3-1-3 JR御茶ノ水駅下車(御茶ノ水橋口)あるいは地下鉄丸ノ内線「御茶ノ水」駅下車徒歩約5分
	★東京健生病院	受付 月~土 8:30~12:00 月火木金 13:30~16:00 診療科により診療日や予約なし診療日が異なる場合あり 救急は24時間対応 ※受診前に代表電話へ連絡が必要	(3944)6111	文京区大塚4-3-8 女子大護国寺門から不忍通りを護国寺方向に行き、千川通りの千石3丁目交差点を左折。約200m先左側
内 科	すずき医院	月火木金 9:00~12:30 15:00~18:00 水土 9:00~12:30 ※月火木金 15:00~16:30 は乳幼児の予防接種優先	(3941)1590	文京区目白台1-23-7 グリーンヒルズ目白台101 女子大正門から江戸川橋方向へ行き右側。目白台3丁目バス停前すぐ
	★鬼子母神診療所 (泌尿器科併設)	午前受付 月~土 8:45~11:45(土は一部予約制) 内科・外科 午後受付 月~木 13:45~16:30 水曜午後休診 火夜間有り 17:45~19:30 泌尿器科 火曜午後のみ受付 13:45~16:30 (要予約)	(3984)6821	豊島区雑司が谷3-3-17 女子大正門から目白駅方向へ行き高田1丁目の信号(鬼子母神バス停先)を右折。鬼子母神表参道商店街を進み、都電踏切を渡り左側
	平井医院	受付時間 月火水金 9:00~11:45 17:00~18:45 土 9:00~11:45 (木曜日・第3土曜日休診)	(3971)8064	豊島区雑司が谷1-26-10 寮舎裏の雑司ヶ谷教会(雑司ヶ谷幼稚園)の斜め向かい
	めじろ内科クリニック	月水金 9:00~12:30 15:00~18:30 火土 9:00~12:30 木 15:00~20:00	(3953)5831	豊島区目白3-5-11 NOBビル3F JR目白駅から目白通りを女子大と反対方向に4~5分(約200m)歩き左側
	目白メディカルコート: ★クリニック安田	火水木金 9:00~12:30 14:00~18:00 (月曜日休診) 月火水土 9:00~12:30	(3986)4466	豊島区目白2-5-27 目白邸苑ビル2F 女子大正門から目白駅方向へ行き千登世橋を渡りすぐ右折。明治通りを池袋方向へ行き千登世橋バス停前左側
整形外科	★目白整形外科内科	整形外科・内科 月~金 8:45~12:00 14:15~18:00 土 8:45~12:00 13:45~17:00 ※内科は木曜日午後、第1~4土曜日は休診	(5960)7800	豊島区目白2-38-2 JR目白駅から川村学園側へ目白通りを渡り、トラッド目白の裏を左折
	★友成第二医院 (内科・整形外科併設)	月火水金 9:00~12:00 14:00~18:00 ※火水は内科のみ 木土 9:00~12:00	(3941)8583	文京区大塚5-40-18 友成フォアビル1F 女子大護国寺門から不忍通りを護国寺方向に行き進行方向左側。日大豊山高校手前
外 科	★川口クリニック (内科併設)	月火水金土 9:00~12:00 15:00~19:00 (木曜日休診) 肛門外科 月~土 9:00~12:00 (木曜日休診)	(5396)8036	豊島区雑司が谷1-9-7 アーバンハウス1F 寮舎正門を出て右へ行き、進行方向右側の三浦パークマンション手前を右折、つきあたり左側
眼 科	はなぶさ眼科	月火水金 9:30~12:30 15:00~18:30 (木曜日休診) 月火水土 9:30~12:30 14:00~16:30	(5953)6310	豊島区目白2-5-28 鶴山邸苑1F 女子大正門から目白駅方向へ行き千登世橋を渡りすぐ右折。明治通りを池袋方向へ行き千登世橋バス停前左側
	目白眼科	月火水金 10:00~12:45 15:00~17:00 (木曜日休診) ※火曜日午後は予約優先 月火水土 10:00~12:45 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため平日は時間を縮小	(3952)7262	新宿区下落合3-17-30 佐伯ビル2F JR目白駅から目白通りを女子大と反対方向に6~7分(約300m)歩き左側
耳鼻咽喉科	岡崎耳鼻咽喉科	月火水金 9:30~12:30 15:00~19:00 (木曜日休診) 土 9:30~12:30 15:00~17:00	(3981)0763	豊島区高田1-40-12 岡崎ビル2F 女子大正門から目白駅方向へ行き高田1丁目バス停左側
	目白メディカルコート: 目白耳鼻咽喉科	月火水金 9:00~12:30 15:00~18:45 (木曜日休診) 土 9:00~12:30	(5954)4133	豊島区目白2-5-27 目白邸苑ビル2F 女子大正門から目白駅方向へ行き千登世橋を渡りすぐ右折。明治通りを池袋方向へ行き千登世橋バス停前左側
皮 膚 科	音羽皮膚科クリニック	月火水金 10:00~13:00 15:00~18:00 (木曜日休診) 月火水土 10:00~13:00	(3942)0193	文京区音羽1-9-4 女子大護国寺門から不忍通りを護国寺方向に行き音羽通り交差点を右折、江戸川橋方向へ約650m行き左側
	目白メディカルコート: ちとせばし皮膚科・形成外科	月火水金 9:00~12:30 15:00~19:00 (木曜日休診) 月火水土 9:00~12:30 14:00~17:00	(3986)2277	豊島区目白2-5-27 目白邸苑ビル2F 女子大正門から目白駅方向へ行き千登世橋を渡りすぐ右折。明治通りを池袋方向へ行き千登世橋バス停前左側
歯 科	日本歯科大学附属病院	初診受付 月~金 9:00~11:00 13:00~15:30 ※次回からは担当医と相談予約制 ※現在コロナの影響で診療縮小しています 初診は平日9:00~11:00のみ	(3261)5511	千代田区富士見2-3-16 JR飯田橋駅西口より徒歩1分 地下鉄有楽町線B2a出口より徒歩2分
産婦人科	誠ウィメンズクリニック	月水木金 10:00~12:00 15:00~18:00 土 10:00~12:00(受付:終了30分前)(火曜日休診) ※平日12:00~12:30、18:00~18:30、土12:30~13:30は完全予約制	(3513)0355	文京区関口1-18-6 ユニーブル江戸川橋2F 地下鉄有楽町線 江戸川橋駅4番出口すぐ右

注)・診療時間等は変更される場合もあるので受診の際は電話にて確認の上受診してください。 ・必ず保険証を持参してください。 ・各医療機関の案内は保健管理センターにも用意してあります。

※救急車を要請した場合、または学内での事故等による緊急受診の場合は、速やかに、保健管理センターに状況をお知らせ下さい (Tel 03-5981-3384)